

農地法第3条関係事務の適正化について

平成23年7月 日
大月市農業委員会

○農地法第3条について

農地を農地として利用するために売買、貸借等を行う場合には農地法第3条に基づく許可が必要です。大月市農業委員会では、農地法第3条に基づく許可申請をされる方のために、次の資料を農業委員会事務局へ備え付けていますので、お気軽にご相談ください。

1. 「農地の売買、贈与、貸借の許可」(許可のポイント、申請から許可の流れ)
2. 「申請書記入マニュアル」
3. 「必要書類一覧」
4. 「必要書類チェックリスト」
5. 「申請書受付のお知らせ」(総会開催日、許可書交付予定日、問い合わせ先等)
6. 「総会開催予定日・受付締切日一覧」

○標準処理期間の目標日数の公表について

大月市農業委員会は農地法3条許可の事務処理について申請書受付から許可まで標準処理期間を次のとおり定め、迅速な事務処理による行政サービスの向上に努めています。

根 拠 法 令		標準処理期間
農地法	第3条第1項(農業委員会許可事案)	30日

○下限面積(別段の面積)の設定について

農地法3条許可の許可基準の一つに下限面積要件(農地法第3条第2項第5号)があります。下限面積要件とは、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的にかつ安定的に継続して行われなことが想定されることから、許可後に経営する農地面積が一定(都府県:50a、北海道:2ha)以上にならないと許可はできないとするものです。

なお、農地法で定められている下限面積(都府県:50a、北海道:2ha)が、地域の平均的な経営規模や耕作放棄地の状況などからみてその地域の実情に合わない場合には、農業委員会で面積を定めることができることとなっています。

大月市農業委員会では、管内の下限面積を次のように定めています。

地 域	下 限 面 積
大月市全域	20a

[下限面積設定理由]

2005年農林業センサスの数値を用いて、農地法施行規則第20条第1項を適用して耕地面積別農家数割合を算定した結果、大月市全域で20aとした。

*なお、農地の売買、貸借については、農業経営基盤強化促進法に基づく方法もあります。

詳しくは大月市産業観光課、もしくは、大月市農業委員会事務局までご相談ください。